

姫路工業高校の通学自転車について

○自転車通学が許可される条件

通学距離が学校の正門から半径 1km を超える場合において許可しています。

※兵庫県では平成 27 年 10 月より、自転車損害賠償保険等への加入が義務づけられています。

※ヘルメットの着用は道路交通法 第 63 条の 11 で努力義務となっています。交通事故による被害を軽減するために、ヘルメットを各自で用意し、かぶるように努めて下さい。

1 許可される自転車の条件（学校指定の自転車はありません）

- ①両足スタンドであること。片足スタンドや、センタースタンドは不可。
- ②前後のブレーキが利くこと。
- ③後ろの反射板がついていること。
- ④ライトが点灯すること。
- ⑤前にカゴがついていること。
- ⑥施錠可能なこと。
- ⑦後ろに泥除けがついていること。許可された場合に、その箇所に自転車の鑑札を貼ります。

※雨ガッパを各自で用意してください。学校指定のカッパはありません。カッパがない場合、自転車の通学許可は出来ません。

2 認められない自転車

- ①上記1以外の自転車は認めていません。
- ②ロードバイクやクロスバイクなどのスポーツ用自転車は認めていません。
- ③電動アシスト自転車は認めていません。（但し、身体的な理由がある場合は別途協議の上許可することがあります。）

3 よくある質問（Q&A）

Q1 自転車の色の指定はありますか？

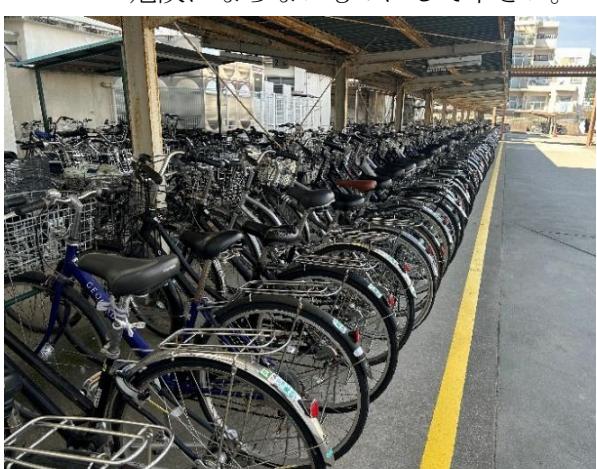
A1 色の指定はありません。

Q2 ハンドルはT字でも大丈夫ですか？

A2 大丈夫です。ただし、ドロップハンドルのようなスポーツタイプはやめて下さい。

Q3 学校指定のカッパはありますか？

A3 ありません。各自で用意して下さい。色や形の指定はありません。ただし、運転する上で、危険にならないものにして下さい。



(参考) 本校生徒の自転車の様子